

令和7年度人権啓発イベント実施業務委託
募 集 要 領
(公募型プロポーザル)

令和7年5月

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

1 公募型企画提案に関する基本事項

(1) 件名

令和7年度人権啓発イベント実施業務委託

(2) 履行場所

本市が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年12月24日（水）まで

(4) 委託内容

詳細は、別紙「令和7年度人権啓発イベント実施業務委託 仕様書」のとおりです。

(5) 事業概算額：¥2,799,500円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※提案額が事業概算額を超過している場合は失格となります。

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(7) 担当部署（問合せ先）

部署名・担当者	川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 小林
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階
電話番号	044-200-0098
電子メール	25zinken@city.kawasaki.jp
受付時間	午前9時～正午、午後1時～午後4時（土日祝などの閉庁日を除く。）

2 参加資格

この企画提案に参加するには、次の事項を全て満たしている必要があります。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種99（その他業務）・種目01（催物会場設営及びイベント、運営・企画）で登録されている者
- (4) 他自治体や公益団体の類似業務の受託実績を過去3年間に1件以上有すること。

3 公募手続

(1) 募集要領（本書）及び仕様書の公表

ア 公表日 令和7年5月21日（水）

イ 配布場所 本市ホームページに掲載するとともに、担当部署で配布も行います。

(2) 参加意向申出書の受付

本公募への参加を希望する場合は、「参加意向申出書」（様式1）、実績表（類似業務の契約実績を証する書類）に必要な事項を記入の上、次のとおり持参又は郵送により担当部署まで御提出ください。郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るものとしてください。

ア 受付期間 令和7年5月21日（水）～5月30日（金） ※受付時間内必着

イ 提出書類 参加意向申出書及び実績表

(3) 提案資格確認結果の通知

提案資格を確認後、令和7年6月3日（火）までに参加意向申出書に記載されている電子メールのアドレス宛てに、「提案資格確認結果通知書」を交付します。「提案資格なし」との通知を受け取った者

は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

(4) 質問書の受付

ア 質問方法 仕様書や企画提案書作成に関する質問は、本要領に添付された「質問書」(様式2)を使用し、電子メールの添付ファイル(PDF形式)でのみ受け付けます。メール件名は「業務委託 質問書」とし、メール送信後、担当部署に電話し、メールの送受信確認を行うことで質問が完了したものとします。ただし、提案資格のない者からの質問にはお答えしません。

イ 受付期間 令和7年5月21日(水)～5月30日(金)

※メール送受信確認の電話受付時間は、上記1(7)と同様とし、受付終了日の午後4時までに、電話による確認が完了したものまでを受け付けます。

ウ 回答方法 提案資格があると認められる者全員に対し、令和7年6月3日(火)までに電子メールにて送付します。電話等による個別対応は行いません。

(5) 企画提案書等の提出

上記(3)において、提案資格があると認められた者は、企画提案書等を、次のとおり、持参又は郵送で担当部署まで御提出ください。郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るものとしてください。

ア 受付期間 令和7年6月3日(火)～6月17日(火) ※受付時間内必着

(6) 企画提案のための必要書類

ア 企画提案書 10部(A4判であれば様式は自由です。表紙を除き15枚以内)

イ 見積書 1部

ウ 業務実施体制表 1部

エ 会社概要(パンフレット等) 10部

(7) 企画提案書の記載項目

提案を求める内容は、以下のとおりです。

ア 障害の理解につながる音楽ステージ等、5ステージ程度(同時開催イベントのテーマと連携したステージ(手話ダンス等)、コラボステージは必須、集客力のある著名な出演者)

イ ニュースポーツを中心に、障害の有無や年齢等に関わらず誰でも楽しめる競技3種目程度

ウ 会場のレイアウト

エ 効果的な展示方法

オ 実施までのスケジュール

カ その他自由提案(仕様書に定める以外の内容について)

提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。なお、企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

(8) 企画提案の辞退

企画提案を辞退される場合は持参又は郵送にて、辞退届(様式4)を令和7年6月17日(火)まで(受付時間必着)に、提出してください。

(9) 企画提案会の開催

提出された企画提案書に基づき、次により、企画提案会を開催します。なお、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用することはできません。

ア 日程 令和7年7月9日(水)午後1時から(詳細な時間及び場所は、各提案者へ別途通知します。)

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階

川崎市市民文化局会議室

ウ 時間配分の目安 各社 30 分以内（説明 20 分、質問 10 分）

エ 説明者等 説明は本業務を受託する場合に責任者として従事する方に行っていただきます。また、出席者は説明者を含め 2 名以内とします。

オ 会場の設備 プロジェクタ、スクリーン等の用意はありませんので、紙の資料に基づき行ってください。

カ 評価方法 本市が設置するプロポーザル評価委員会における評価委員がそれぞれ企画提案の内容及び質疑応答の結果に対して、「企画提案選定評価シート」（様式 3）に基づき評価を行います。

キ 特定方法 評価委員の評価点の平均が 60 点に達した提案者のうち、評価点の合計が最も高い者を本委託業務の受託予定者として特定します。同点の場合は、「企画力」の小計点数が高い提案者を、その点数も同点の場合は、見積金額の少ない提案者を特定します。

（10）審査結果の通知

審査結果は、「結果通知書」により、令和 7 年 7 月 21 日（月）以降に各提案者全てに郵送で通知します。また、当室のホームページでも公表します。なお、選定結果等について電話・電子メール等での問合せには応じられません。

4 契約の締結に関する手続等

審査結果の通知後、本市と選定業者との間で仕様の再確認を行い、個別協議の上、契約を締結します。

なお、企画提案書等に記載された内容及び企画提案会の質疑応答で回答された内容については、原則として契約時の仕様に反映することとします。

（1）契約保証金は、免除とします。

（2）契約書の作成は、必要とします。

5 その他

（1）応募に関して必要となる一切の費用は応募者の負担とします。

（2）提出された応募書類は返却いたしません。

（3）この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（4）応募者は、本公募に際して知り得た情報については、本公募への応募のみに用い、第三者への提供や公表を行わないこととします。辞退・失格・落選となった場合も同様とします。

（5）各提案者が自らの評価点について開示を希望する場合は、結果の通知日から起算して 5 日以内に、本市に照会することができます。この場合、開示内容は契約予定業者及び照会業者の評価点のみとします。

（6）川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、川崎市ホームページで閲覧できます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)